

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月31日 07時15分ごろ
発生場所	愛知県美浜町西岸沖 野間埼灯台から真方位345° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 47.1′ 東経136° 50.1′)
事故の概要	プレジャーボートしきしまは、南進中、のり養殖施設に乗り揚げ、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和5年1月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート しきしま、5.5トン
船舶番号、船舶所有者等	235-50912愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船尾船底外板に擦過傷 のり養殖施設 養殖区画のロープを切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約5.1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北流 日出時刻：07時00分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、愛知県常滑市のマリーナを出航し、約18～20ノットの対地速力で手動操舵により南進中、美浜町西岸沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に通報するとともにボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に救援を要請し、本船は、来援した巡視艇によって本件施設からの離脱作業が行われた後、来援したBANの救助艇にえい航されてマリーナに到着した。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面に表示された本件施設から距離を隔てる針路を定め、船首を南方に向けて航行していたところ、左舷方の知多半島の山際から現れた日の出に気を取られ、同プロッターで船位を確認すること及び当て舵を取ることを失念し、風によって本件施設に向かう進路になっていたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船尾約1.1mであった。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、左舷方の知多半島の山際から現れた日の出に気を取られて航行を続けたことから、西北西の風によって左方に圧流されて本件施設に向かっていることに気付かず、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が南進中、船長が、左舷方の知多半島の山際から現れた日の出に気を取られて航行を続けたため、西北西の風によって左方に圧流されて本件施設に向かっていることに気付かず、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>